

## 本市の対応について

本市は、令和3年6月20日まで、感染防止対策を徹底することを条件として、市主催・共催のイベントは原則として中止、延期、市民利用施設は開館等としてきた。

令和3年6月21日（月）から令和3年7月11日（日）までの間、感染防止対策を徹底することを条件として、市主催・共催のイベントは、準備が整い次第、原則として開催、市民利用施設は引き続き開館する。

- ・利用時間は午後8時（映画館（劇場等を含む）での上映及びイベント開催の場合は午後9時）まで、利用制限は従来どおりとする。

※ 既に施設利用の予約やイベントの予告が行われている場合は、施設利用者や主催者等に対して、利用時間、利用制限に沿った利用を要請する。

また、カラオケ設備については、原則利用を禁止し、予約があるものについても利用を自粛するよう強く要請する。

※ 酒類の提供は午後7時までとする。ただし、業種別ガイドライン・基本4項目（注）など、業態に応じた感染防止対策を遵守することを条件とする。

### 注 基本4項目

- ①アクリル板等の設置又は座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③マスク着用の推奨、④換気の徹底

〔内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年5月7日）より〕